

六、要求事項並ニ其ノ交渉状況

前記休業言渡ヲ受ケタル従業員等ハ全評瀨東金屋京浜支部
ヲ訪問組合加盟ヲ條件トシテ應援方ヲ求メタルヲ以テ会支
部常任佐川正明山口榮太郎ノ兩名ハ従業員喜屋宗義以下七
名ト共ニ三月二十九日午後二時三十分会社ヲ訪問社員池田
安光ニ會見別記嘆願書ヲ提出回答ヲ求メタルニ
池田ヨリ「工場長ハ目下旅行中ニテ明日飯京ノ予定ナルヲ
以テ自分トシテ責任アル回答ハ致シ難シ」ト述べ之ニ對シ
組合側ヨリ「然ラハ工場長ノ飯京後更メテ交渉スルニ付休
業ヲ命シタル臨時工ノ明日ヨリノ就業ヲ承認セラレタシレ
ト要求シ池田ハ之ニ對シ異議ナキ旨ヲ述ヘタルヲ以テ組合
側ハ更ニ三月三十日午後二時ヨリ再會見スル旨ヲ約シ午後
三時退出セリ

七、従業員ノ動靜

(1) 休業言渡ヲ受ケタル従業員等ハ会社力最近幼年工ヲ採用シ
タルヲ以テ今次ノ言渡シハ吾々ヲ此儘解雇スルノ意圖ニ出
テタルモノトシ前記組合ノ應援ヲ求ムルト共ニ強硬ナル態
度ヲ持シツ、アリ

(2) 残余ノ臨時工並ニ本工等ハ平常通り就業シツ、アリ現在ノ
処爭議ニ参加スルノ模様ナシ

ハ 会社側ノ態度

会社側ハ本日ノ會見ノ際事務取締役里見雄ニ並工場長相良五
大等ハ在社シ居リタルニ不拘面会ヲ避ケ池田ヲシテ會見交渉
ニ当ランメタルカ池田力嘆願書ヲ受理シ且ツ三十日ヨリ出
勤ヲ承諾シタルヲ以テ狼狽シ對策協議ヲ爲シタル模様アリ
状況以上ノ通ニ付尚推移注意中ナリ